

① 「兼務でもここまでできる！－ 償却資産実地調査×支援委託の最短ルート」

長久手市 前総務部税務課
安藤 健人
長久手市 総務部税務課
右田 成美

長久手市は、名古屋の東に位置し、人口約6.1万人。ジブリパークなどがある若いまちです。固定資産税は約56億円（内、償却資産は約5.5億円）。地方交付税の不交付団体であるものの、ふるさと納税による流出が多く、自主財源の確保が極めて重要です。

当市は家屋と兼務の3名体制で正直、「実地調査をやりたいが手が回らない」という状況でした。

そこで私たちは、「少人数でも回せる実地調査の型をつくる」ことに挑戦しました。

ポイントは調査の外部委託が目的ではなく、人材育成型の調査支援です。

1 取組内容

(1) 体制構築と方針

- 当市が掲げた方針は三点です。
- 外部専門家と連携しながら実務を学ぶ「育成型委託」
- 調査基準の明確化（事務取扱要領の整備）
- 継続可能な調査スキームの構築

委託は「任せて終わり」ではなく、職員が成長するための投資と位置づけました。

最初に行ったのは、事務取扱要領の整備です。

家屋との区分、特定の生産用設備、遊休資産の取扱いなど、判断基準を明文化し、担当者が替わっても同じ判断ができる土台を作りました。

研修では座学だけではなく、決算書・固定資産台帳をどう読むか、実地調査のポイント、現地での確認の仕方を徹底的に学びました。

2 調査手法

調査は大きく4段階で構築しました。

- 簡易調査：事業用家屋の外観を実際に見て償却資産が申告されているか確認する調査。
- 初期調査：新築で500m²以上ある事業用家屋を筆頭に家屋評価で見積書等を確認する際に償却資産の対象になる資産を事前に

予測し所有者に案内をすることで初年度から適正課税を図る調査。

- 帳簿調査：固定資産台帳等を精査し、対象資産を抽出する調査。
- 企業調査：大規模法人を対象に、決算書や、台帳、税務調整資料を照合し、現地確認を実施する調査。

特に、電気・空調・防災設備、無形資産、遊休資産など、会計分類との齟齬が多い分野を重点的に確認しました。現地では経理担当者と設備責任者双方に確認し、納税者理解を深化させ、信頼を築きました。

3 成果と気づき

この体制で、令和2年度～6年度の5年間で約1.3億円を追徴しました。

効果は金額面だけではなく、

- 職員が自ら判断できるようになった。
- 企業担当者の理解が深まり翌年度以降の申告の精度も向上した。
- 「税の説明ができる」ことで信頼が高まった。

そして何より、「実地調査は怖い」という気持ちが「現場に行けば分かる」へ職員の認識が変わったことが大きい成果でした。

4 専門家支援から得た視点

調査支援いただいた(株)総合鑑定調査 主席研究員の笹目先生から頂いた言葉があります。

「作業ではなく、仕事を」

この言葉どおり、私たちはただ提出された申告書を処理するだけではなく、現場で資産を確認し、根拠を示し、納税者の理解を深めながら、“適正課税のしくみをつくる”ことに取り組んできました。そしてその積み重ねが、少人数・兼務体制でも成果を生み、次につながるノウハウとして組織に残り、さらに他自治体が動き出すきっかけをつくることができました。

5 まとめ

最後にお伝えしたいことは「外部委託はゴールではなく、スタート。」だということです。委託を通して職員が学び、実践して経験を積み、組織に残す。これが、限られた人員でも持続的に成果を上げる鍵です。

また、「家屋と兼務でもできるのか？」とよく聞かれますが、むしろ兼務だからこそ、できたと実感しています。